

福島県デジタル環境整備補助金事業 ICT機器類導入 Q&A

令和8年6月11日時点

| No. | 質 問   | 回 答   |
|-----|---|---|
| 1   | 要綱には「交付回数は1回」と記載されておりますが、前年度に本補助金の採択を受けている場合でも、今年度分として新たに1回の申請は可能でしょうか。<br>それとも、前年度に採択されている場合は、今年度の申請は認められないのでしょうか。   | 要綱に記載しています交付回数1回は、年度での1回ですので、前年度採択を受けている場合でも、今年度新たに申請いただくことは可能です。   |
| 2   | 3DスキャンのためiPadとアプリを導入したい。<br>iPadはリース、アプリは買い取りの場合、補助の対象になるか。   | iPadと併せてアプリを購入する場合は補助の対象となります。<br>アプリならば使用料であっても補助対象としますが、iPad（機材）のリース料は補助対象になりません。   |
| 3   | 杭ナビ等のICT測量機器と連携させるアプリケーションも補助対象か。<br>アプリはスマートフォン等にダウンロードするもので、年間使用料での支払いとなる。  | ICT測量機器の一部として活用するアプリケーションも補助対象です。<br>年間使用料の場合、補助対象期間のみ補助対象とします。   |
| 4   | 3次元設計ソフトウェアについて、既に導入しているソフトウェアのライセンスを追加したい。そのソフトウェアは、1ライセンスにつき1ソフトウェア本体を購入しなければならない。この場合は補助対象か。   | ライセンスの追加経費は補助対象です。<br>そのため、ライセンス追加に伴うソフトウェア本体費用についても補助対象です。<br>既に所持しているソフトウェアやライセンス等の更新料は補助対象外です。   |
| 5   | ICT機器購入に際し、『割賦販売』で取得したものは補助対象となるか。  | 割賦販売で取得したものは事業対象期間内の支払い分のみとし、実績報告時にその確認が可能であれば補助対象とします。   |
| 6   | 公共工事積算ソフトの購入は補助対象になりますか？<br>補足：使用している既存の積算ソフトは5年間の使用ライセンス契約となっており、契約期間が終了するとライセンスが切れるため、新規購入が必要になります。現行の積算ソフトには更新価格の設定がなく、毎回新たに5年間の使用ライセンスを購入することになります。<br>この場合、補助金の対象となりますか？ | ICT機器類導入では、公共工事積算ソフトは補助対象外です。一方、福島県建設バックオフィスDX推進補助金事業であれば、現場技術者の労働時間削減を図るために導入する積算ソフトは補助対象です。その場合、補足にあります既存積算ソフトがライセンス切れのために、同積算ソフトを再度契約することは、ライセンスの更新と見なし補助対象外です。ただし、再度契約時にライセンス数を増設させた場合は、増加分は補助対象です。<br>例) 既存 5ライセンス →再度契約 7ライセンス<br>7 - 5 = 2 (増設分) が補助対象 |
| 7   | ライセンス切れ前の新規購入も補助対象になりますか？<br>ライセンスが切れてから購入すると積算ができない期間が発生してしまいます。そのため、ライセンス切れ前に、新たな5年間の使用ライセンスを購入した場合でも補助対象となるのでしょうか。   | 福島県建設バックオフィスDX推進補助金事業でライセンス増設分として回答します。事業対象期間である令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に購入するものであれば補助対象です。<br>なお、契約が5年間契約であっても、契約～令和8年3月31日間の金額のみ補助対象です。<br>例) 5年間契約料 ÷ 5年間(60ヶ月) × 事業対象期間内の月数<br>= 補助対象金額   |
| 8   | ラジコン型草刈り機は補助対象になりますか。農林水産省ではスマート農業として紹介している。  | 業務効率化を目的としている点は同じですが、本事業対象はI型の場合「従来建機に取り付けることでICT施工を可能とする後付け機器」「ICT建設機械」「ICT測量機器」「3次元設計ソフトウェア」ですので、草刈り機は合致しません。   |

福島県デジタル環境整備補助金事業 ICT機器類導入 Q&A

令和8年6月11日時点

| No. | 質 問  | 回 答  |
|-----|--|--|
| 9   | 交付決定後に、交付申請した機器が廃版となり新型しか購入できない場合、補助金が受け取れないのか。                              | 機器が廃版（メーカー生産中止）となった場合は、新型もしくは同等品であれば補助を受けることができますが、交付決定額を超える補助は対応できません。なお、減額金額の状況により第6号様式を提出いただく必要がありますので、そのような事象がわかり次第すぐに、見積書をご準備の上、技術管理課までご報告ください。 |
| 10  | 現時点で福島県建設工事等請負有資格業者名簿（以下、「有資格名簿」という。）には記載されていないが、補助金申請時点で記載されていれば、補助対象者となるか。 | 補助金申請時点において、有資格名簿に記載されていれば、補助対象者になります。なお、従前のおり主たる営業所が福島県内に置いていることも条件となります。   |
| 11  | 福島県建設工事等請負有資格業者名簿（以下、「有資格名簿」という。）に登録してほしい。どうすれば良いか。                          | 県入札監理課が所管しておりますので、そちらへお問合せください。  |
| 12  | 「新規入職者人材育成研修」「バックオフィス導入」「ICT機器類導入」はそれぞれ申請しても良いか。                             | 3事業とも申請いただくことは可能です。ただし、申請内容同じなど重複する内容は認めません。<br>認めない例)「バックオフィス導入」と「ICT機器類導入」で同じソフトウェアを申請する場合<br>これは、アカウントが別であっても、購入するタイミングが異なっても認めません。               |